

南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7年12月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第36号

南知多町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第5条までに定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）（第25条及び第27条を除く。）に定めるところによる。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第4条 余裕活用型乳児等通園支援事業所（設備運営基準第25条に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業所をいう。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）

（2）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年愛知県条例第60号）に定める基準

（3）幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛知県条例第58号）に定める基準

（4）家庭的保育事業等を行う事業所 南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南知多町条例第18号）に定める基準

(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(電磁的記録)

第5条 乳児等通園支援事業者（設備運営基準第3条第1項に規定する乳児等通園支援事業者をいう。）及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（設置運営基準第27条に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。